

キャンパス内全面禁煙の推進

～タバコの煙のない環境へ～

(報告)

令和2年3月18日

国立大学法人広島大学 安全衛生管理委員会

全面禁煙推進ワーキンググループ

1. 「全面禁煙宣言」とその後の取組み

(1) 全面禁煙宣言とロードマップの決定・公表、基本方針の策定

広島大学（以下「本学」という。）では、平成31年（2019年）1月22日開催の役員会において、「広島大学キャンパス全面禁煙宣言」（以下「全面禁煙宣言」という。）及び全面禁煙移行までに取り組むべきこと等を整理した「広島大学キャンパス内全面禁煙に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、同年1月25日に、2020年1月1日をもって全面禁煙に移行することを学内外に公表した。

以後、安全衛生管理委員会の下に置かれている全面禁煙推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、ロードマップに従い、受動喫煙防止対策の徹底及び禁煙教育の推進等の観点に立ち、以下のような各種の取組みを、全学で計画的かつ総合的に行ってきた。

また、令和元年（2019年）10月、安全衛生管理委員会で「広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、禁煙を求める対象者の明確化、禁煙対象地域の図示、巡視の定期的な実施、勤務中の教職員の喫煙の自粛要請などの基本ルールを定めた（これに伴い、「広島大学受動喫煙防止対策」（平成23年2月学長決裁）は廃止した）。

(2) 学内外への周知、意識啓発と禁煙（卒煙）支援

① 広報・情報発信

デザインを学内公募して、禁煙ポスターを作成し、学内各所に掲示した。

禁煙補助薬の利用促進を兼ねたチラシを作成し、学内に配布した。

保健管理センターのホームページで情報提供（タバコの害について、日本語・英語）を行った。

先進的な取組みを行っている九州大学から講師を招いて、第1回の「禁煙講演会」を開催した（講師の了解を得て、動画を「いろは」「もみじ」で学内公開している）。

構成員に対し、理事メッセージを複数回発出した。

大学ホームページ、「大学案内」、「HU-plus」、学生募集要項などに加え、東広島市の広報誌への記事掲載、チラシの配布、地元のFMラジオやケーブルTVなどを通じて、地域住民等に対しても積極的な広報を行った。

② 禁煙教育

学部1年生が全員受講する「大学教育入門」等において、禁煙の意義等を説明した。

留学生や新採用教職員に対するガイダンス等で、本学の全面禁煙の取組みを説明した。

③ 禁煙（卒煙）支援、禁煙相談

保健管理センターで、禁煙を希望する学生に対し、禁煙補助薬（ニコチンパッチ）を無料で処方した。令和2年2月末時点で、31人の学生に処方し、うち18人が禁煙に成功している。

また、禁煙治療可能な医療機関のリスト（東広島市、広島市）を作成し、必要に応じて、医療機関への紹介も行った。

財務・総務室（総務グループ）は、「いろは」「もみじ」に「受動喫煙相談窓口」を設け、

学生・教職員からの相談や意見、情報提供を受け付けた（令和2年2月までに32件）。

（3）指定喫煙場所の段階的廃止

本学には、平成30年8月時点で、屋内14か所、屋外16か所、計30か所の指定喫煙場所があったが、屋内は平成31年3月末までに、屋外は令和元年12月末までに、順次段階的に廃止し、令和2年1月1日から全キャンパスで全面禁煙に移行した。

（4）禁煙パトロールの実施

指定喫煙場所の廃止に伴って懸念された、キャンパス周辺道路等での喫煙の増加による「望まない受動喫煙」の拡大、屋外での隠れ喫煙等による小火の危険性の除去や環境美化等のため、WGメンバーを中心とするチームを設け、平成31年5月以降、主要3キャンパスの周辺道路等を定期的に巡回し、喫煙者に対する声掛けと協力要請、タバコの吸い殻拾いを行った。なお、吸い殻のポイ捨て問題にかんがみ、令和元年11月以降は、パトロール時に、携帯灰皿を喫煙者に無料配布することとした。

（5）その他の取組み

全面禁煙の看板を主要3キャンパスの計26か所に設置するとともに、既設の案内板等に「構内禁煙」の表示を加えた。

また、ホームページやキャンパスマップ等でも、全面禁煙の表示を追加した。

2. 今後の課題と取組み方針

（1）教育・普及啓発の継続実施

入学後に学年が進むにつれ喫煙率が高くなる傾向があることから、新入学当初及び留学生受け入れ時の禁煙教育（タバコを吸わせないこと）が非常に重要である。このため、学部1年生全員を対象とする「大学教育入門」等における禁煙教育を毎年継続して実施するほか、留学生や新採用教職員等に対する年2回のガイダンスの中で、本学の全面禁煙の意義や取組みを周知する。

また、全学対象の禁煙講演会について、内容を改善しながら、霞キャンパスを含めて年1回以上開催する。

（2）禁煙パトロールの継続実施（キャンパス周辺道路等での喫煙対策）

現在、主要3キャンパスで、それぞれ月1回程度、キャンパス周辺道路等での巡回と喫煙者に対する声掛け、吸い殻拾いを行うほか、東広島キャンパスでは、令和2年1月下旬以降、週1回程度、環境整備活動の一環でタバコの吸い殻拾いを行っている。

ポイ捨て等による吸い殻の数は、霞キャンパスと東千田キャンパスでは開始当初と比べると総じて減少している一方、東広島キャンパスは、巡回の方法、対象が拡大しているため単純な比較はできないものの、喫煙場所を全廃した本年一月以降、むしろ増加したとも考えられる。また、教職員・学生や地域住民からの受動喫煙の苦情や小火等の不安の声も一向になくなる。

このため、担当職員の負担軽減にも留意しつつ、当分の間、禁煙パトロールを継続実施する。

具体的には、東広島キャンパスは、現状程度を維持し、霞キャンパス・東千田キャンパスは、隔月を基本とする。

(3) 禁煙補助薬の無料処方、携帯灰皿の配布

保健管理センターで行っている禁煙補助薬の無料処方は、当面、令和2年度までの予算を確保しているところであり、令和2年4月からは6ヶ月以上在籍する非正規学生も対象に加えて実施することとする。また、令和3年度以降についても、学生のニーズや処方の効果等を確認しながら、引き続き無料処方を実施する方向で検討することが望ましい。

携帯灰皿の無料配布についても、喫煙者のマナー向上の観点から、イベント開催時や禁煙パトロールなどに併せて、適宜行うことが望ましい。

(4) 取組みの効果の検証とロードマップの見直し

キャンパス内全面禁煙の効果は、学生・教職員の喫煙率の変化（保健管理センターにおける定期健康診断の際の問診回答の集計結果）、禁煙補助薬の処方による「卒煙」成功件数・率、禁煙パトロール時のタバコの吸い殻収集数、禁煙講演会時の参加者アンケート結果、受動喫煙相談窓口への相談件数・内容などによって把握することが想定される。

それらを踏まえ、また、国の動向や他大学等の状況も参考とし、必要があれば、ロードマップの一部見直しを行う。

3. 今後の推進体制

(1) 全面禁煙推進WGの廃止

「会議・委員会等の設置・運営等のガイドライン」（令和元年10月15日）を踏まえ、会議体としての全面禁煙推進WGについては、所期の目的をほぼ達成したと考えられることから、令和2年3月末をもって廃止する。

(2) 令和2年4月以降の推進体制

一方で、改正健康増進法は令和2年4月から全面施行されること、上記2. に掲げたように、本学の全面禁煙の推進に当たっては、なお幾つかの課題が残されており、先行大学の例を見ても、一定の成果を挙げる、すなわち学生等の喫煙率の大幅な低下には、数年を要すると見込まれる。

このため、今後は、ロードマップ（改訂版）に掲げる各事項の着実な遂行によるキャンパス全面禁煙の定着に向け、財務・総務室総務グループをはじめとして関係部署の教職員による協力体制を維持しながら、安全衛生管理委員会において進捗状況を定期的に報告・確認するとともに、役員懇談会、部局長等意見交換会や「いろは」「もみじ」等を通じて、毎年度、学内にもその概要を公表し、構成員の理解と協力を促しながら、粘り強く取り組んでいく必要がある。

なお、ロードマップの大幅な見直し等が必要な場合には、安全衛生管理委員会の下にWGを再設置することも視野に入れることとする。

(参考資料)

1. ロードマップ（改訂版）
2. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針
3. キャンパス内全面禁煙巡視実施要領（改訂版）
4. 禁煙講演会（第1回）の概要、アンケート結果
5. 全面禁煙推進ワーキンググループにおける検討と取組みの経過
6. 国立大学の禁煙状況（令和2年2月現在）

広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針

令和元年 10 月 2 日

安全衛生管理委員会

広島大学（以下、「本学」という。）は、受動喫煙防止対策の強化及び喫煙習慣のない学生を社会に送り出すことなどを目指し、2020年（令和2年）1月1日から「キャンパス内全面禁煙」に移行することとしている（平成31年1月25日「広島大学キャンパス全面禁煙宣言」参照）。

全面禁煙の実施に当たっては、以下の基本方針によるものとする。

なお、広島大学受動喫煙防止対策(平成23年2月学長決裁)は、廃止する。

（ロードマップの推進）

1. 「キャンパス内全面禁煙に向けたロードマップ」（平成31年1月25日）に従い、禁煙教育、禁煙相談・禁煙支援、学内外への周知などの取組みを、全学で計画的かつ総合的に推進する。

（対象者）

2. 禁煙を求める対象者は、本学の構成員（学生、教職員等）及び学外者で本学の敷地内に立ち入る者とする。

なお、禁煙には、電子タバコ、加熱式タバコ等を含む。

（対象地域）

3. 禁煙対象地域は、本学の敷地内（建物内、車両内を含む）のほか、別に指定する周辺道路等の部分を含む。

なお、禁煙対象地域外であっても、周辺の道路や歩道上、店舗前等での周辺住民等への迷惑となる喫煙を行わないよう、受動喫煙防止に十分配慮することを求める。

（巡視の実施）

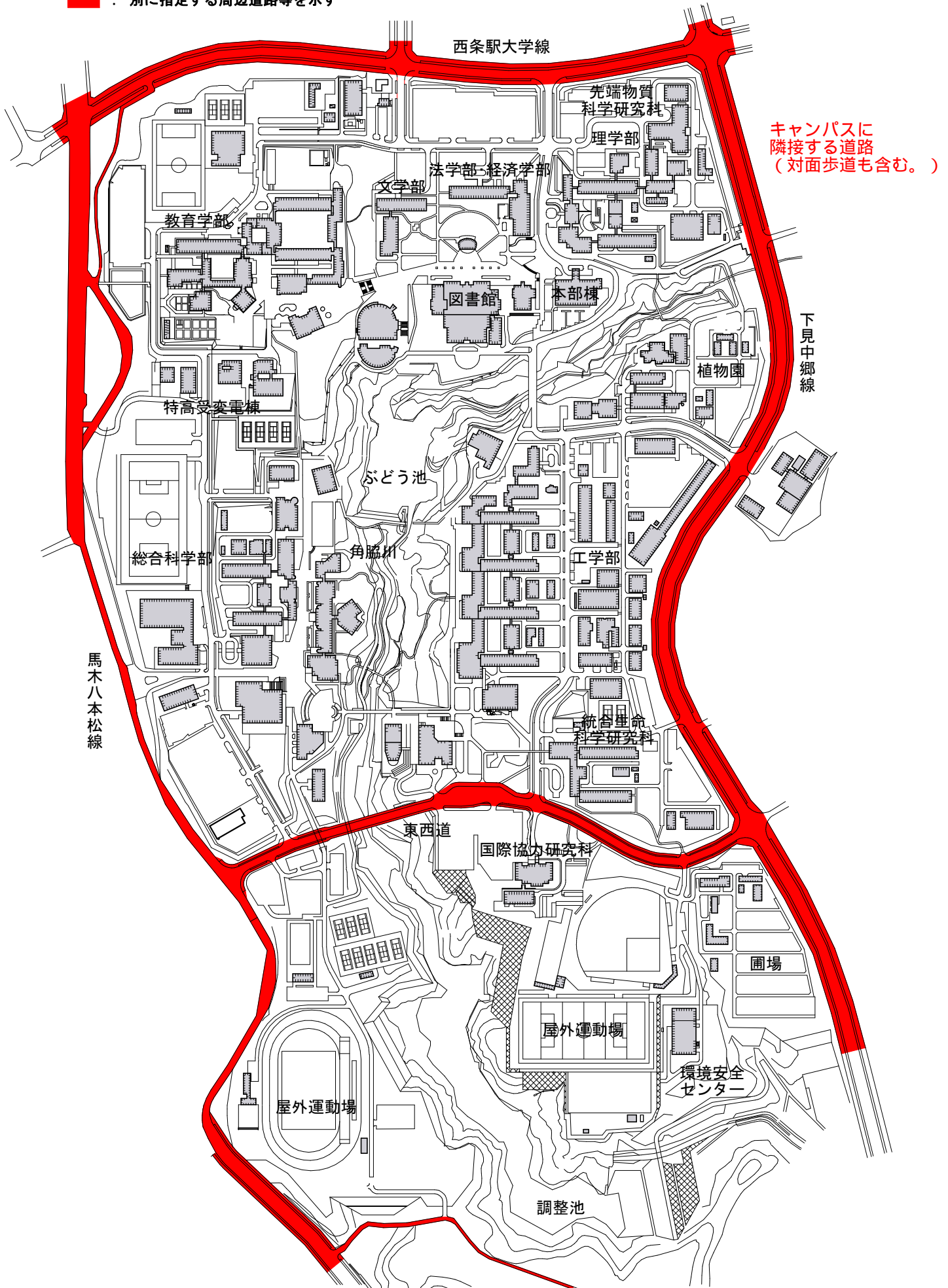
4. 禁煙対象地域での喫煙並びに吸い殻のポイ捨て等への対策として、安全衛生管理委員会等による巡視を定期的実施する。

（勤務中の喫煙）

5. 望まない受動喫煙の防止及び職務専念義務の観点から、教職員等には、敷地内外を問わず、勤務中の喫煙は控えるよう求める。

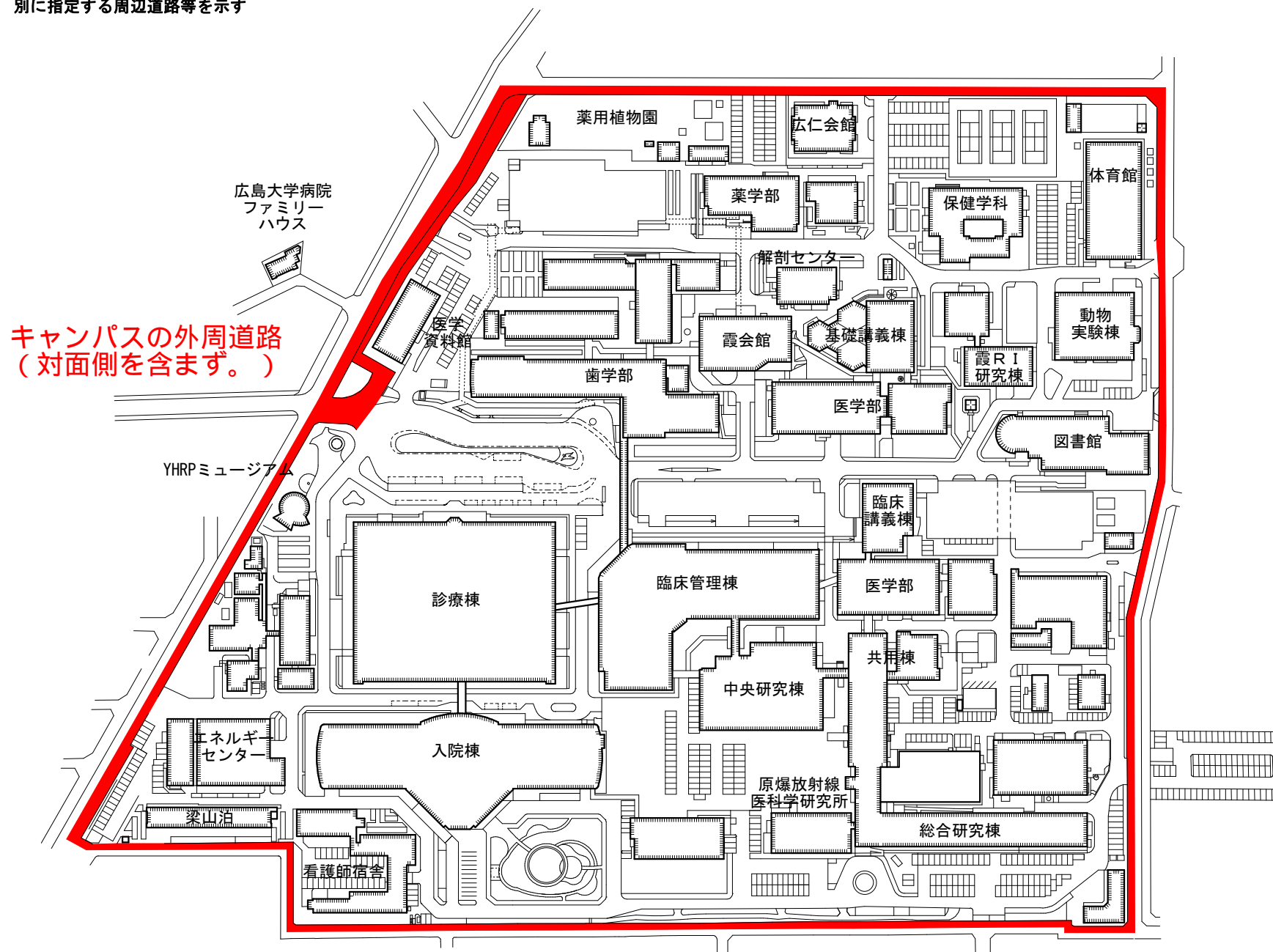
「別に指定する周辺道路等」（東広島キャンパス・アカデミック地区）

■ : 別に指定する周辺道路等を示す



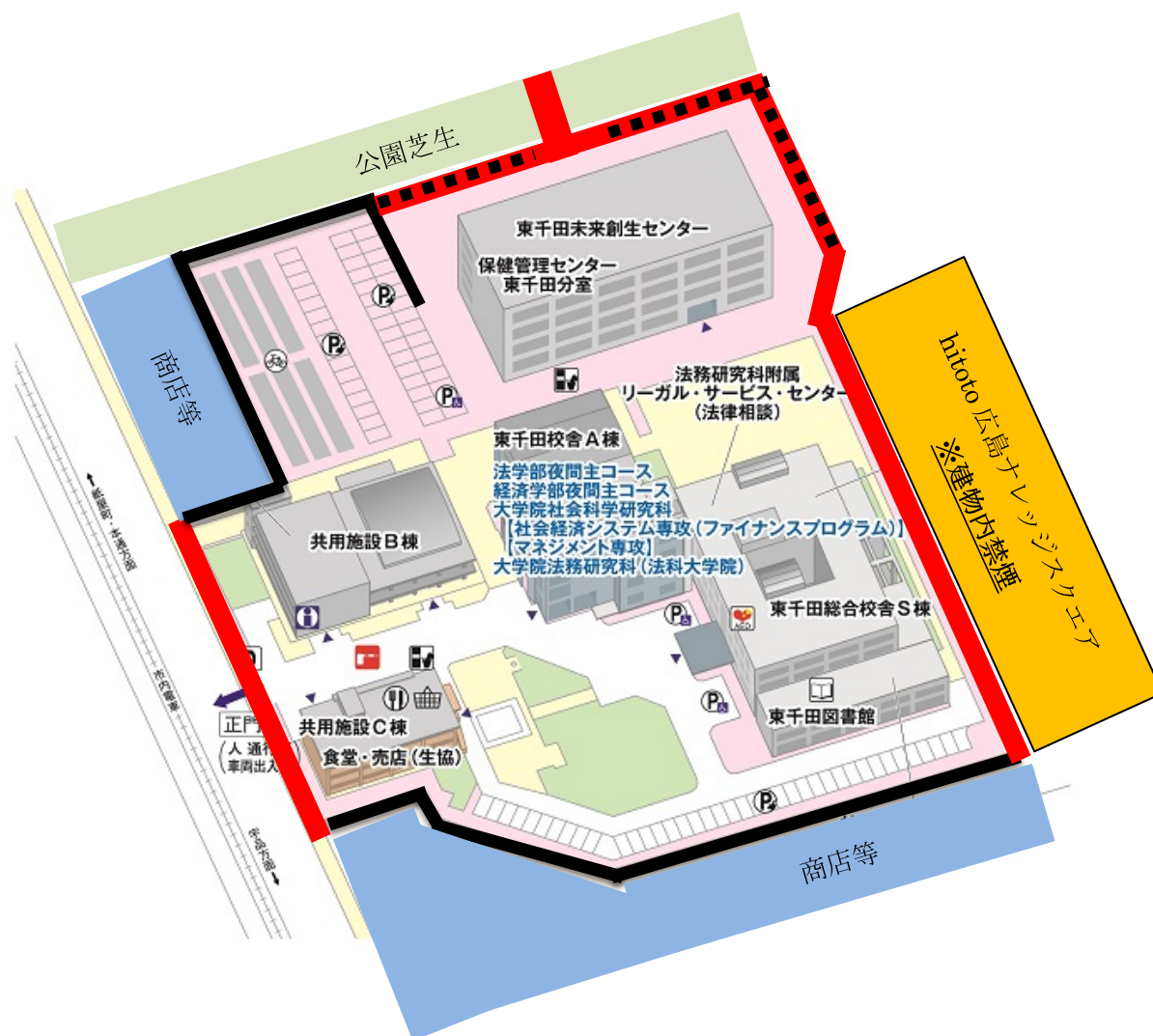
「別に指定する周辺道路等」(霞キャンパス)

■ : 別に指定する周辺道路等を示す



「別に指定する周辺道路等」(東千田キャンパス)

■ : 別に指定する周辺道路等を示す



■ : 植え込み, 塀

■ ■ ■ : ロープによる境界

キャンパス内全面禁煙 巡視実施要領

2019年5月（2020年3月改訂）

広島大学安全衛生管理委員会

(目的)

2020年1月からのキャンパス内全面禁煙後も、キャンパス内及び外周道路での喫煙を巡視し、吸い殻拾いを実施する。

(体制)

総括責任者： 理事（財務・総務担当）			
キャンパス	東広島キャンパス	霞キャンパス	東千田キャンパス
責任者	東広島地区事業場安全衛生委員会委員長	霞地区事業場安全衛生委員会委員長	東千田地区事業場安全衛生委員会委員長
巡視実施責任者	財務・総務室財務・総務部総務グループリーダー	霞地区運営支援部長	東千田地区支援室長
巡視実施担当者	財務・総務室財務・総務部総務グループ	霞地区運営支援部	東千田地区支援室
巡視回数	毎月一回以上 (週一回、関係部局の協力を得て、重点巡視エリアを清掃)	隔月を基本	隔月を基本

(重点巡視エリア)

別紙1のとおり

(巡視の方法)

- ・ トラブル対応を想定して、巡視チームの「腕章」をつけて、必ず複数名で実施する。
(組織を代表した見回りであることで抑止力が高くなること、また個人的な声かけ時に発生していたトラブルを回避する効果が期待できる。)
- ・ 喫煙者には、携帯灰皿を配布する。(その場での喫煙を容認するものではない。)

(喫煙者への注意方法)

「受動喫煙防止対策の観点から、ご協力をお願いいたします。」

(総務グループへの報告)

巡視の概要(日時・場所等)をまとめる。(別紙2)

また、巡視に際して吸い殻拾いを実施して、吸い殻の本数等を写真を添えて報告する。

(その他)

この実施要領に基づいて、2020年3月から巡視を実施する。

なお、巡視での実態を踏まえて、必要があれば実施要領を見直すものとする。

<連絡先>

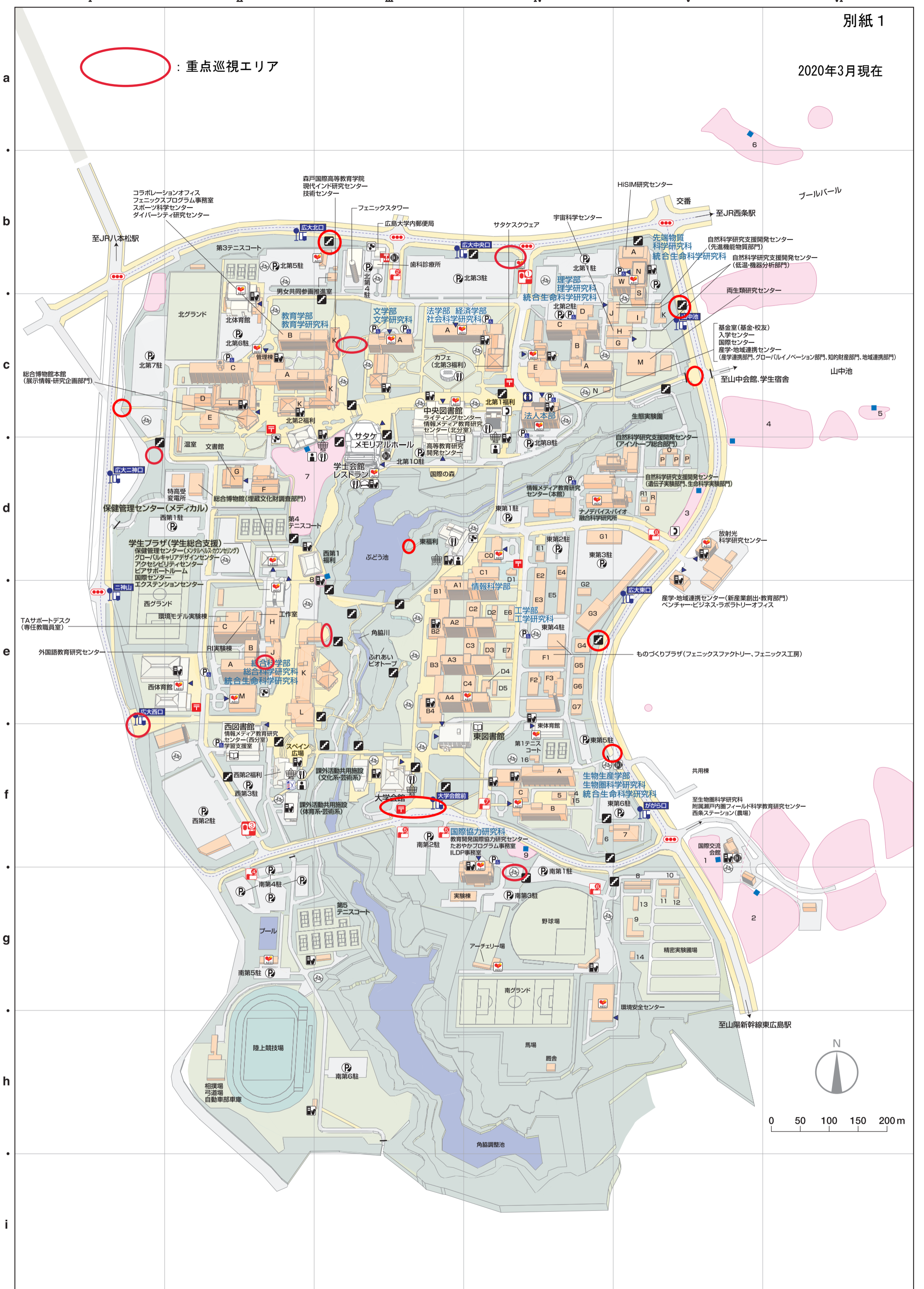
財務・総務室 財務・総務部 総務グループ

内線(東広島84-)6129 直通082-424-6129

E-mail: risk-anken@office.hiroshima-u.ac.jp

2020年3月現在

重点巡視エリア



全面禁煙に関する巡視報告書（例）

地区名	〇〇地区
巡視日時	令和2年〇月〇日（〇）〇:00-〇:30
巡視者	〇〇, 〇〇, 〇〇

巡視箇所	〇〇〇〇
指摘事項	
吸い殻本数	〇本
その他	

*必要に応じて、状況がわかる写真を添付してください。

禁煙講演会（第1回）の概要，アンケート結果

日時 令和元年 11 月 8 日（金） 15:00～16:00

場所 （東広島）本部棟 4F 会議室
（霞）基礎・社会医学棟第1セミナー室【中継】
（東千田）東千田第9演習室【中継】

講師 九州大学キャンパスライフ・健康支援センター 眞崎 義憲 准教授

参加者 約 40 人

アンケート結果（回答数 35）

- ・ 大変満足 67%
- ・ だいたい満足 33%

主な講演内容

- ・ 喫煙者が禁煙できない理由
- ・ 大学敷地内を禁煙にすることの重要性
（大学敷地内を禁煙にすることにより，大学生の喫煙率が年々低下していく。）
- ・ タバコの害について（新型タバコを含む。）

講演動画を学内限定で掲載

- ・ Bb9 >安全衛生管理 >191108 禁煙講演会

検討と取組みの経過

「キャンパス内全面禁煙の円滑な実施に向けて」（平成 30 年 12 月 5 日）以降

<全面禁煙推進 WG>

【第 4 回】平成 31 年 1 月 25 日（金）

1. 進捗確認について（WG メンバー作業確認用ロードマップ）
2. 喫煙場所廃止計画（案）について
3. ポスターについて（掲示用，公募案）
4. 喫煙可能場所のマップについて

【第 5 回】平成 31 年 3 月 27 日（水）

1. 進捗確認について（WG メンバー作業確認用ロードマップ）
2. キャンパス内全面禁煙実施要領（案）について

【第 6 回】令和元年 5 月 27 日（月）

1. 第 5 回全面禁煙推進 WG 議事要録（案）について
2. 喫煙場所の廃止計画（案）について
3. キャンパス内全面禁煙巡視実施要領（案）について
4. 進捗確認について（WG メンバー作業確認用ロードマップ）
5. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針（案）について

【第 7 回】令和元年 8 月 2 日（金）

1. 第 6 回全面禁煙推進 WG 議事要録（案）について
2. 実習船豊潮丸の喫煙場所について
3. キャンパス内全面禁煙の看板設置について
4. 進捗確認について（WG メンバー作業確認用ロードマップ）
5. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針（案）について

【第 8 回】令和元年 9 月 25 日（水）

1. 第 7 回全面禁煙推進 WG 議事要録（案）について
2. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針（案）について
3. キャンパス内全面禁煙の看板設置について
4. 進捗確認について（WG メンバー作業確認用ロードマップ）

【メール審議】令和元年 9 月 30 日（月）

「キャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針」意見聴取

【第9回】令和元年12月10日（火）

1. 第8回全面禁煙推進WG議事要録（案）について
2. 進捗確認について（WGメンバー作業確認用ロードマップ）

【第10回】令和2年3月2日（月）

1. 第9回全面禁煙推進WG議事要録（案）について
2. ニコチンパッチの無料処方対象について
3. キャンパス内全面禁煙の推進（報告案）について
4. 全面禁煙推進に係る経費要求について
5. 進捗確認について（WGメンバー作業確認用ロードマップ）

<安全衛生管理委員会>

【メール審議】令和元年10月1日（火） 「キャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針」意見聴取

<役員懇談会>

【第84回】令和元年10月8日（火）

5. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針について

<部局長等意見交換会>

【第122回】平成31年1月15日（火）

9. キャンパス内全面禁煙について

【第131回】令和元年10月15日（火）

10. 広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針について

<役員会>

【第298回】平成30年12月25日（火）

14. キャンパス内全面禁煙について

【第299回】平成31年1月22日（火）

10. キャンパス内全面禁煙について

<第2回学内説明会>

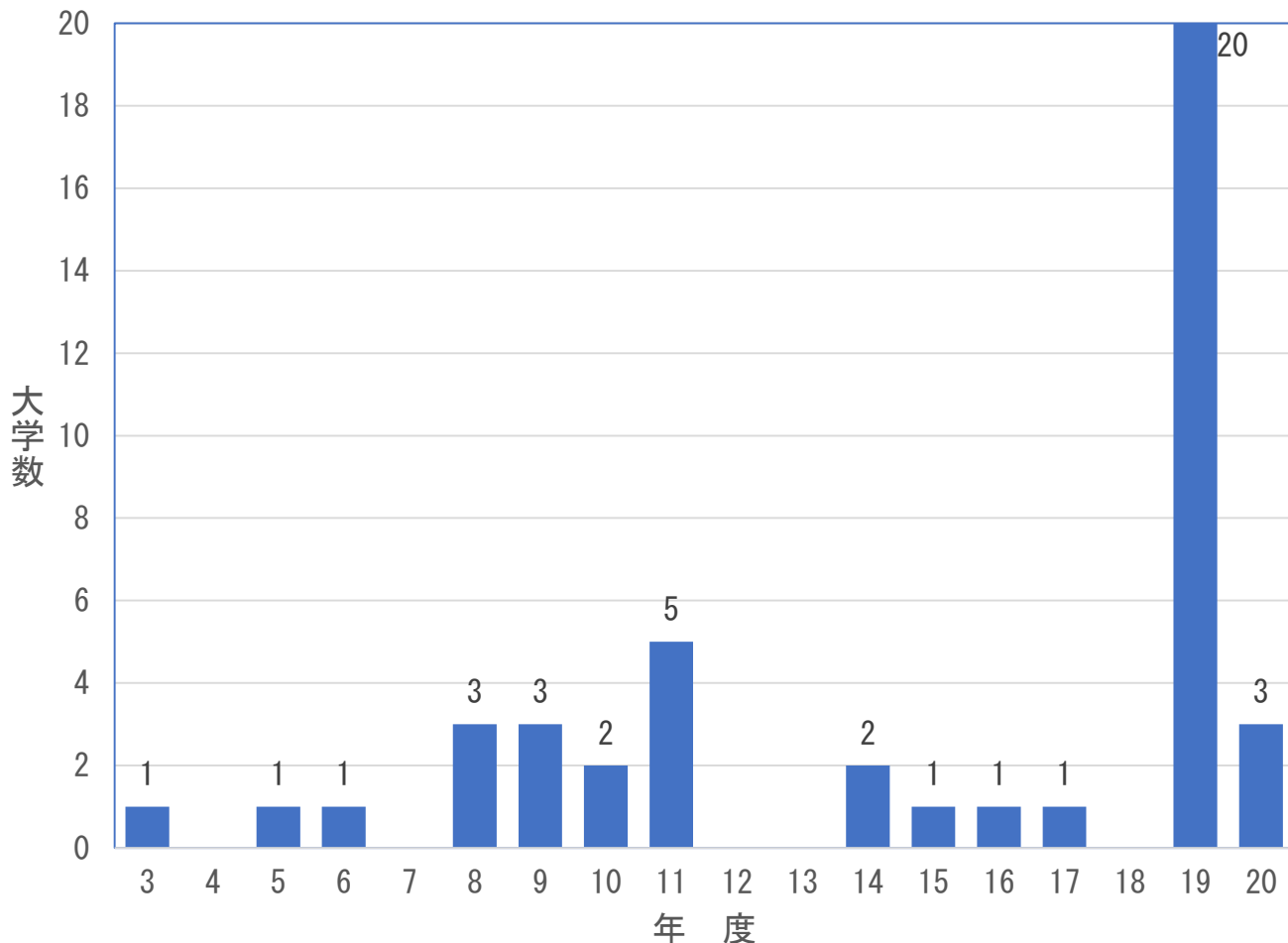
- ・ 平成31年1月16日(水) 15:00-16:00 【TV会議】
 (東広島) 本部棟 5F1 会議室
 (霞) 歯学部小会議室

<第1回禁煙講演会>

- ・ 令和元年11月8日(金) 15:00-16:00
 (東広島) 本部棟 4F 会議室
 (霞) 基礎社会医学棟第1セミナー室【中継】
 (東千田) 東千田第9演習室【中継】

国立大学の全面禁煙

2020年2月時点



中国・四国地区

大学	実施時期	大学	実施時期
香川大学	2009. 4	高知大学	2019. 4
鳥取大学	2009. 10	山口大学	2019. 7
鳴門教育大学	2010. 7	広島大学	2020. 1
岡山大学	2014. 4	島根大学	2022. 4
愛媛大学	2019. 4	徳島大学	未定

各大学のHPなどから広島大学で作成